

新香川県立体育館基本・実施設計業務について、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成30年2月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 業務概要

(1) 業務名称

新香川県立体育館基本・実施設計業務（以下「本件業務」という。）

(2) 建設場所

香川県高松市サンポート

(3) 業務内容

本件業務は、新香川県立体育館整備基本計画及び新香川県立体育館基本・実施設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる施設の新築工事及びこれに付帯する外構工事（以下「本件工事」という。）に係る基本設計及び実施設計を行うものである。

(4) 履行期間

契約締結日から平成33年1月29日まで

(5) 契約限度額

29,000万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

(1) 共通事項

この手続に参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、個人若しくは単体企業又は設計共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者であること。設計共同企業体の場合は、各構成員がこの要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。）

イ 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）による指名停止期間中の者でないこと。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

エ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この要件を満たすものとする。

オ 香川県職員（一般職に限る。）を退職後2年以内の者及び新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を雇用していない者であること。

カ 国税及び香川県税に未納がない者であること。

(2) 個人又は単体企業であるプロポーザル参加者に必要な資格

個人又は単体企業であるプロポーザル参加者は、(1)に加えて、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 一棟の延べ面積が3,000㎡以上の建築物に係る新築、改築又は増築（増築の場合は、増築部分の床面積が3,000㎡以上の建築物に限る。以下「新築等」という。）の実施設計業務の元請としての実績（平成14年4月1日以降に業務が完了し、参加表明書提出日において、当該業務に係る新築等が竣工したもの又は施工中であるものに限る。）があること。

イ 次に掲げる要件を全て満たした本件業務を統括する技術者（以下「管理技術者」という。）を配置できる者であること。

(ア) 2の(2)のアの実施設計業務に携わり、当該業務を管理技術者として完了した経験（参加表明書提出日において、当該業務に係る新築等が竣工したもの又は施工中であるものに限る。）を有する者であること。

(イ) 一級建築士の資格を有する者であること。

(ウ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、平成30年2月5日以前から継続しているものをいう。）にある者であること。

ウ 本件業務における建築総合、意匠、構造、設備及び積算のそれぞれの分野を統括する技術者（以下「主任技術者」という。）を配置できる者であること。ただし、主任技術者は、管理技術者及び他の分野の主任技術者を兼ねることはできないものとする。

(3) 設計共同企業体であるプロポーザル参加者に必要な資格

設計共同企業体であるプロポーザル参加者は、(1)に加えて、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 構成員の数は3者以内とし、任意かつ自主的に結成すること。

イ 各構成員の出資の割合は、代表となる構成員は60パーセント以上とし、他の構成員は10パーセント以上であること。

ウ 構成員（建築士事務所登録が別である支店等を含む。）は、本プロポーザルに係る他の設計共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 代表となる構成員は、(2)のア及びイの要件を満たすこと。

オ (2)のウの要件を満たすこと。

3 審査

本プロポーザルの審査は、1次審査及び2次審査の2段階とし、審査方法は、次のとおりとする。

(1) 1次審査

ア 参加資格の確認

参加表明書を提出した者の中から、1次審査参加資格を有する者に参加招請を行う。

イ 1次審査通過候補者の選定

新香川県立体育館基本・実施設計業務公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）に基づき7者を目安として、評価委員会において、1次審査通過候補者を選定する。

ウ 1次審査通過者の特定

3の(1)のイの選定結果を基に、香川県総務部内に設置する委託業務審査会（以下「委託業

務審査会」という。)において、1次審査通過者を特定する。

(2) 2次審査

ア 参加資格の確認

1次審査通過者の中から、2次審査参加資格を有する者に参加招請を行う。

イ 最優秀候補者及び次点候補者の選定

説明書に基づき、評価委員会において、最優秀候補者及び次点候補者を選定する。

ウ 最優秀者及び次点者の特定

評価委員会の選定結果を基に、委託業務審査会において、最優秀者及び次点者の各1者を特定する。

4 手続等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

郵便番号760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部営繕課(香川県庁本館15階)

電話番号087-832-3571 FAX番号087-862-8116

ホームページ<http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/sec/sec13850.shtml>

(2) 関係書類の配布

ア 配布資料 説明書及び仕様書

イ 配布期間 平成30年2月6日(火)から同年5月16日(水)まで

ウ 配布場所 4の(1)に示したホームページから入手するものとする。

ただし、これにより難しい者には、配布期間中(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間に、4の(1)に示した場所で直接交付するものとする。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

プロポーザル参加者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵便により提出すること。郵便による場合は、書留郵便とする。

イ 提出場所

4の(1)に示した場所

ウ 提出期間

平成30年2月22日(木)から同年3月2日(金)まで(休日等を除く午前9時から午後5時まで)。なお、郵便による場合は、同日午後5時必着とする。

(4) 1次提案書の提出

ア 提出方法

プロポーザル参加者は、説明書に基づき1次提案書を作成し、持参又は郵便により提出すること。郵便による場合は、書留郵便とする。

イ 提出場所

4の(1)に示した場所

ウ 提出期間

平成30年4月4日(水)から同月10日(火)まで(休日等を除く午前9時から午後5時まで)。なお、郵便による場合は、同日午後5時必着とする。

(5) 参加資格の確認及び2次提案書の提出

ア 提出方法

プロポーザル参加者は、参加資格があることを証する書面（以下「確認書類」という。）及び説明書に基づき作成した2次提案書を持参又は郵便により提出すること。郵便による場合は、書留郵便とする。

イ 提出場所

4の(1)に示した場所

ウ 確認書類の提出期間

平成30年4月19日（木）から同年5月8日（火）まで（休日等を除く午前9時から午後5時まで）。なお、郵便による場合は、同日午後5時必着とする。

エ 2次提案書の提出期間

平成30年5月14日（月）から同月17日（木）まで（午前9時から午後5時まで）。なお、郵便による場合は、同日午後5時必着とする。

オ ヒアリングの実施

平成30年5月下旬に、説明書に基づき公開により行う。日時等の詳細については、2次提案書の提出予定者に別途通知する。

5 契約の締結

3により最優秀者として特定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更も含む。協議が不調のときは、3により次点者として特定された者と契約締結の協議を行う。

6 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）第150条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第152条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 経費の負担

本プロポーザルの参加に関し要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 1次提案に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 2次提案に要する経費は、香川県が説明書に規定する額を負担し、その額を超える部分については、プロポーザル参加者の負担とする。

8 手続において使用する言語、通貨、時刻及び単位

日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

9 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本公告のほか、説明書、会計規則、香川県建築設計業務等委託契約約款（平成11年香川県告示第259号）等の内容を遵守しなければならない。

(2) 提案書の無効等

ア 2の参加資格のない者が提出した提案書又は虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

イ 次のいずれかに該当する者は、失格とする。

(ア) 最優秀者及び次点者の公表までの間に、評価委員会委員、担当部局職員及びその上位の職に当たる職員に対し、本プロポーザルの手続として必要な場合を除き、接触を求めた者

(イ) その他、香川県が不適格と認めた者

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 著作権の取扱い

ア 提案書に係る著作権の帰属については、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属するものとする。

イ 上記にかかわらず、香川県は、本件業務及び本件工事に関し、必要な範囲で提案書及び提案者から提出されたその他の図書について、複写及び無償での使用ができるものとする。

(5) 本件業務に直接関連する他の委託業務を本件業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

未定

10 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Design of the NEW Kagawa Prefectural Sports Arena

(2) Time-limit to express interests:

5:00 PM on March 2, 2018

(3) Time-limit for submission of proposals for the Initial Screening:

5:00 PM on April 10, 2018

(4) Time-limit for submission of proposals for the Secondary Screening:

5:00 PM on May 17, 2018

(5) Contact point for documentation related to the proposal:

Building and Repairs Division, General Affairs Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, 760-8570, Japan.

TEL 087-832-3571

(6) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.